

令和 6 年度
笛吹市総合教育会議資料

「中学校部活動の地域移行について」

教育委員会 生涯学習課

部活動の地域移行について

1 部活動の地域移行とは

学校の部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境について、将来にわたり笛吹市の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるように、今後は学校単位（学校部活動）の活動から地域単位（地域クラブ活動）の活動に移行するものです。

＊別紙参照

2 部活動の地域移行の背景

(1) 少子化

少子化により生徒数が減る中、部活動数や部員数も減少傾向にあり、学校部活動の維持が困難になる恐れがある

(2) 教員の働き方改革

総授業時間数の増加などによる教員の多忙化が課題とされる中、部活動は休日を含め教員の長時間勤務の要因となっていること、専門性や意思に関わらず部活動の顧問を務めることが教員の大きな負担となっている。

＊令和2年9月に文部科学省が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では、改革の方向性として、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築するとされた

3 部活動の意義

生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。

生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感などを涵養。

生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

4 国、県の動き

国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、まずは、休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を推進し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期に学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の実現を目指すとした。

山梨県は、国のガイドラインを踏まえ、令和5年12月に「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き」を策定した。

5 笛吹市の動き

本市でも、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、地域と連携する中で生徒が継続して多様なスポーツ・文化芸術活動に親

しむことができる地域クラブ活動への移行を進めるために、令和6年1月に学校、保護者、スポーツ団体、文化団体などの代表者で構成する笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置し検討を進めている。

中学校部活動の地域移行について

中学校部活動の地域移行の背景

- ・全国で少子化が深刻化 ⇒ 1部活動当たりの人数の減少
- ⇒ 中学校における部活動設置数の減少
- ⇒ 運動部活動に加入している中学生は減少し、合同部活動実施チームが急増



学校部活動の維持が困難となる恐れがある

- ・ 笛吹市でも少子化の流れは同様の状況であり、中学校の生徒数の減少
令和元年度市内中学校生徒数 1, 683人 ⇒ 令和5年度市内中学校生徒数 1, 551人 (−7.8%)
* 令和15年度見込中学生生徒数 1, 381人 令和5年度対比 −10.96%
- ・ 市内中学校運動部活動に加入している生徒数の減少
令和元年度運動部加入生徒数 1, 238人 ⇒ 令和5年度運動部加入生徒数 1, 109人 (−10.4%)
- ・ 市内中学校部活動設置数の減少
令和元年度と令和5年度と比較すると、運動部は2つの中学校で1部ずつ減少
文化部は1つの中学校で1部減少

中学校部活動の地域移行の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位の体制による運営が困難になりつつあり、学校や地域によって存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の存続は、学校の働き方改革が進む中、困難である。



- ・少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむ機会を確保。
- ・「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。
- 生徒のニーズに応じた多様な活動を実現。



- ・生徒のスポーツ・文化芸術活動の新たな場として、公立中学校の学校部活動の維持が困難になる前に、学校と地域との連携・協働により、「新たな地域クラブ活動」を整備し、活動の場を地域に移行する必要がある。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

スポーツ庁
文部科学省

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、**高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。**

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
 - ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ズ等に
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数数の精選、複数の活動を経験したい
生徒等の二一ズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アテイス等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

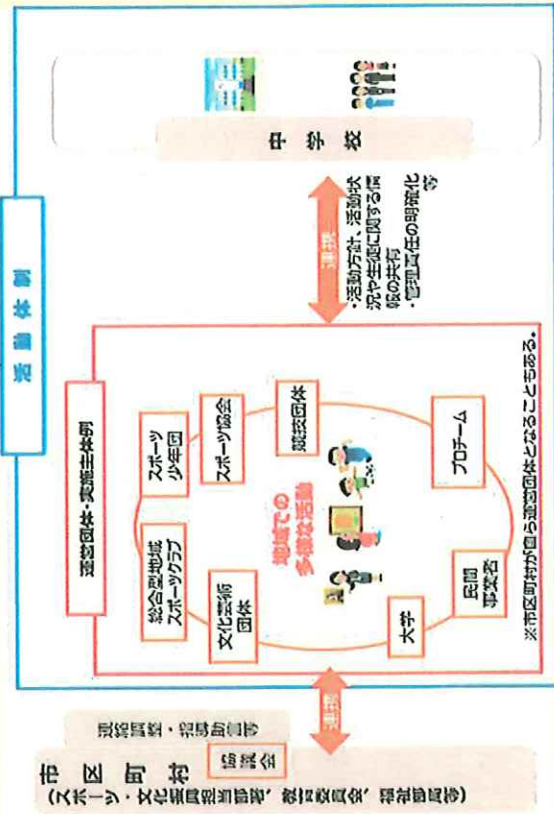
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

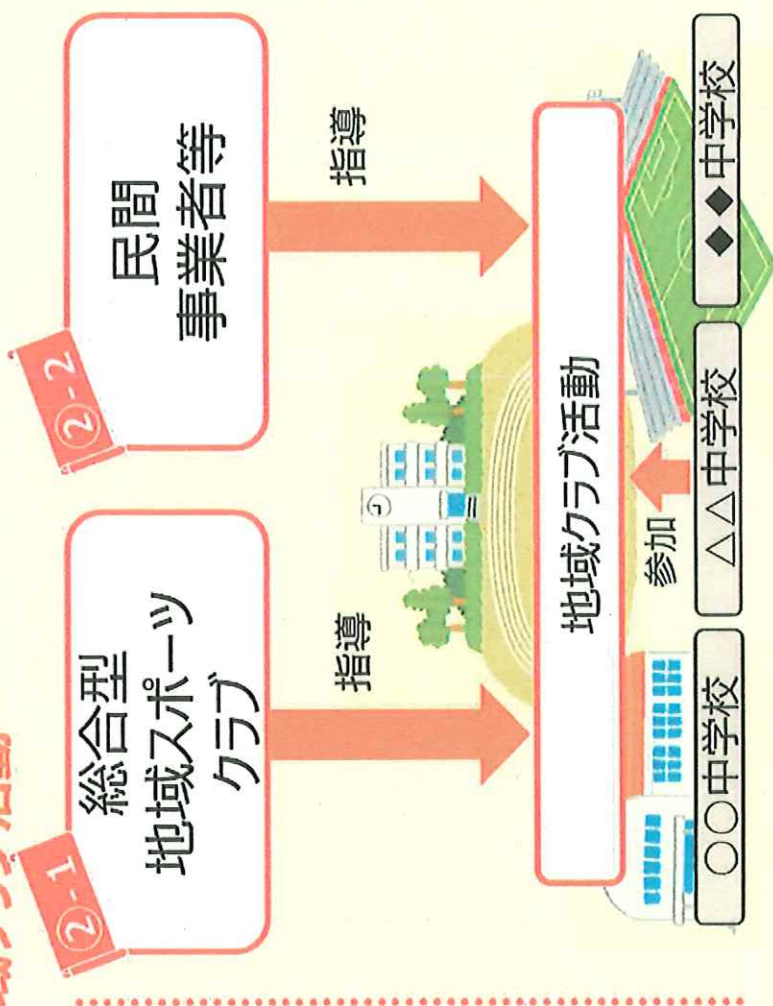
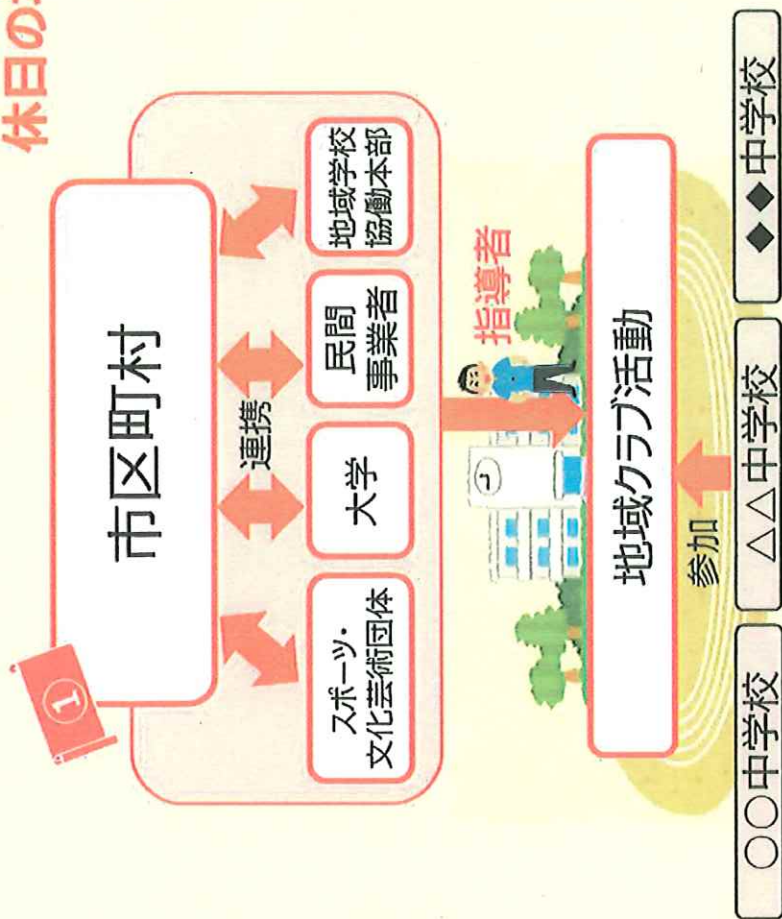
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体、民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

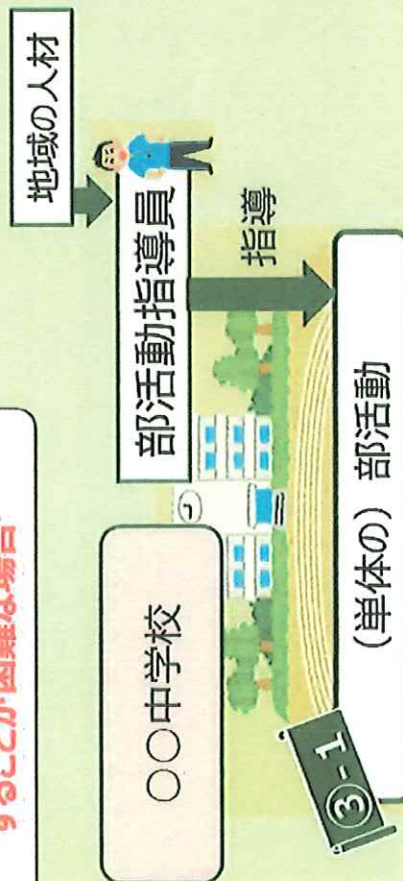


休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



学校部活動と地域クラブ活動の内容比較

学校部活動		(休日の)地域クラブ活動
1-① 学校部活動		2 地域クラブ活動
位置付け	1-① 学校部活動	1-② 学校部活動の地域連携 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会の確保と教師負担軽減
	学校教育の一環	地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携
	当該校の教師	学校と連携して行う地域クラブ活動 (法律上は社会教育、スポーツ、文化芸術)
	当該校の生徒	地域の指導者(一部教師の兼務兼業) 民間事業者、プロアスリート
	当該校の施設	地域の生徒(現時点では中学生のみ)
費用	当該校の施設	学校施設、社会教育施設、公共スポーツ・文化施設、地域団体・民間事業
	用具・交通費等の実費	可能な限り低価格な会費・用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付	各種保険等
	災害共済給付	① 地方公共団体
運営団体・実施主体	災害共済給付	② 多様な組織・団体(総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、文化芸術団体、民間事業者等)
	災害共済給付	地域の実情に応じて休日から取組を進める
備考		

部活動の地域移行は、「1-①から2に直接移行するケース」「1-①、1-②、2と段階を踏むケース」「1-①から1-②の移行で留まるケース」など、地域の実情により移行の形態は異なります。

笛吹市における中学校部活動の地域移行に係る検討状況

部活動の地域移行に関して、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等に必要事項について、笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置し検討を進めている。

第一回検討委員会	令和6年1月11日(木)
第二回検討委員会	令和6年3月5日(火)
第三回検討委員会	令和6年7月8日(月)
第四回検討委員会	令和6年9月30日(月)



地域移行に向けた取り組みの方向性をまとめた上で、地域移行の実現に向けた具体的な方策の検討段階に進みたいと考えている

検討委員会における検討状況は市のホームページでご覧になれます

URL : <https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shogaigakushu/bukatsudoutiikiikou.html>

